



2026年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社イー・ロジット
代 表 者 名 代表取締役社長 池田 忠史
(コード番号：9327 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員CFO経営管理本部長 森 俊介
(TEL. 03-3518-5460)

第三者割当による新株式及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の 払込完了に関するお知らせ

2026年1月16日開催の当社取締役会において決議いたしました、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」という。）及び第8回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行に関して、本日、払込手続きが完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては一部変更が生じたので、2026年1月16日付「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」及び2026年1月30日付「(変更)「第三者割当による新株式及び第8回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」の一部変更（発行条件等の変更及び主要株主の異動の取り消し）について」をご参照ください。

記

1. 本新株式の概要

| | |
|--------------------------------------|---|
| (1) 払 込 期 日 | 2026年2月18日 |
| (2) 発 行 新 株 式 数 | 普通株式1,250,000株 |
| (3) 発 行 価 額 | 1株につき236円 |
| (4) 調 達 資 金 の 額 | 295,000,000円 |
| (5) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先) | 第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。 須田忠雄 1,250,000株 |
| (6) そ の 他 | 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. 本新株予約権の概要

| | |
|--------------------------------|---|
| (1) 割 当 日 | 2026年2月18日 |
| (2) 新 株 予 約 権 の 総 数 | 70,000個（1個につき100株） |
| (3) 発 行 価 額 | 1個につき443円（1株につき4.43円） |
| (4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数 | 7,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額なし。 下限行使価額は189円だが、下限行使価額においても、潜在株式数は7,000,000株とする。 |
| (5) 資 金 調 達 の 額 | 1,683,010,000円 (内訳) 本新株予約権発行による調達額： 31,010,000円 本新株予約権行使による調達額：1,652,000,000円 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条項</p> | <p>当初行使価額 236 円</p> <p>当初行使価額は、2026 年 1 月 16 日開催の取締役会の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 90.08%である。</p> <p>また、行使価額は、本新株予約権の割当日の翌日から起算して 6 ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議により、当該決議が行われた日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の 90%に相当する金額に修正することができる。但し、修正後の行使価額が、下限行使価額を下回ることはいない。行使価額の修正が決議された場合、当社は、速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌々取引日以降に修正後の行使価額が適用される。なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正日の翌日から起算して 6 ヶ月以上経過していない場合には、当社は新たに行使価額修正を行うことはできない。そのため、本新株予約権は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 410 条第 1 項に規定される MSCB 等には該当しない。</p> |
| <p>(7) 募集又は割当方法（割当予定先）</p> | <p>第三者割当の方法により、次の者に割り当てる。</p> <p style="text-align: center;">須田忠雄 70,000 個</p> |
| <p>(8) その他</p> | <p>① 取得条項</p> <p>当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条及び第 274 条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>当社と割当予定先との間で締結される予定の引受契約にて、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとする。</p> <p>③ その他</p> <p>上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。当社は、割当予定先との間で、2026 年 1 月 30 日付で引受契約を締結した。当社は、本新株予約権の行使期間の満了日又は本新株予約権が割当予定先によって全て行使され若しくは当社によって全て取得される日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、株式等を発行又は処分しようとする場合（但し、当社の役職員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）、割当予定先に対して、事前の書面又は電磁的方法による同意並びに当該株式等の内容及び発行又は処分の条件を通知したうえで、当該株式等の全部又は一部について当該条件にて引き受ける意向の有無を確認する。</p> |

3. 本新株式発行による発行済株式総数及び資本金の額の推移

| | 発行済株式総数 | 資本金 |
|---------------------------|-------------|----------------|
| 本新株式発行前 (2025年9月30日現在) | 14,593,000株 | 1,652,663,600円 |
| 本新株式発行による増加 | 1,250,000株 | 147,500,000円 |
| 本新株式発行後 | 15,843,000株 | 1,800,163,600円 |

以上